

## 9-1 私たちの課題 <基礎編>

これから主権者となる高校生の心構えとは何だろうか？

### 主権者としての国民

日本国憲法の実質的な最終章である第10章は、「最高法規」というタイトルがつけられており、第97条から第99条まで3つの条文が置かれている。

その第97条は、基本的人権の本質について、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と規定している。そして続く第98条では日本国憲法が日本国における最高法規であることが宣言され、さらに第99条には、「天皇または摂政および国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」という規定が置かれている。

これら3つの条文が、社会契約説の考え方を表現していることは明らかである。つまり日本国憲法は、「国民が社会の主人公（主権者）であり、主人公（主権者）である国民のために政府が存在すること、したがって政府は国民の基本的人権を保障する責務があること」を宣言しているのである。

### 積極的な政治参加を

しかし日本国憲法が宣言しているような民主社会を実現するためには、国民は政治・経済・社会の動きについて黙って見ているだけではなく、積極的に行動しなければならない。民主社会は国民が何もしなくてもだれかが国民の面倒をみてくれるという受身の社会ではないからである。なにごとであれ、自分たちが積極的に参画することが民主社会の基本である。言い換えれば、民主社会は自らが統治する社会であり、能動的なかわりが必要な社会なのである。

かつてフランスのトックビルは、「民主社会は自分の身の回りのことにか興味のない人間を生み、やさしい専制政治【①】をも受け入れるような受身の人間を生み出す恐れがある」と警告した。この警告は今もなお無視できないものを含んでいる。このような警告をはねかえすためには、選挙で投票するだけでなく、さまざまな社会活動に積極的に参加したり、政治や社会の動きに関心をもって行動していくことが必要である。

①身の回りの物質的利益を実現してくれる政府にすべてを任せ、自由の大切さを見失ってしまう状態をいう。

コメント [Tt1]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p143